



よつば会だより

2016 年 12 月号

発行:NPO 法人

尾道こころネットよつば会事務局

尾道市 栗原東 2 丁目 17-86

TEL・FAX 0848-37-6600

11月22日に福島県沖を震源地とするマグニチュード7.4の地震が発生しました。青森県から千葉県にかけての太平洋沿岸地域に、津波警報や注意報が出されました。また、避難指示も出されて、避難所に一時身を寄せた人は、13,000人に達しました。平成23年3月11日に発生した東日本大震災の津波の記憶がよみがえり、不安を抱えながらの避難だったことでしょう。幸い津波による被害はさほど無く終わりましたが、今回の地震と熊本地震を思い起こすとき、地震・津波への備えを怠るなという警告だったように思えました。



「障害者週間」尾道福祉大会が開催



「障害者週間」尾道福祉大会が12月5日の午後1時から尾道総合福祉センターで開催されます。この大会は毎年行われており、今年は第23回です。大会のプログラムは例年と変わりません。今年の講演の講師は、北京・ロンドンパラリンピックに競泳の日本代表として出場した伊藤真波さんです。伊藤さんは看護学校在学中の2004年に交通事故に遭い右腕切断、日本初の義手の看護師として働いています。障害を抱えながらも頑張っている伊藤さんからは、参加者に大きな元気が与えられることでしょう。そして、今年の大会宣言は、尾道のぞみ会の長濱伸也さんが行います。長濱さんはよつば会の当事者との交流会(昼食会)に、よく参加してくれています。私は昨年この大会で閉会の挨拶をしましたが、その中で「大会への参加者が少ないことが残念だ」との話をしました。「障害者週間」が設けられている目的の一つが「**国民に広く障害者福祉についての理解と関心を深めること**」ですが、市民の参加が少なくても、その目的の理解・関心の広まりはあまりないでしょう。よつば会会員の皆さんも大会に参加して、参加の状況を見てもらいたいと思っています。(N.T)



「家族による家族学習会」 担当者研修会に参加しました



11月25日に「家族による家族学習会」担当者研修会が、広島市の広島県健康福祉センターで開催され、よつば会から2名が参加しました。「家族による家族学習会」は精神疾患を患った人の家族を「参加者」として迎え、同じ立場の家族が「担当者」として運営する、小グループで行う体系的なピアサポート・プログラムです。「みんなねっと」がこれから全国の家族会に広めていこうとしているプログラムで、広島県でも取り組みを進めようと、この度、広家連が担当者研修会を開催しました。担当者研修会は「家族による家族学習会」の担当者になる人が受けておかなければならない研修で、よつば会でも学習会を行うことを考えて参加しました。

このプログラムの目的は「**家族が元気になること**」です。元気になるきっかけは、「病気について学ぶことで自信を持って症状に対処出来るようになること」や、「自分の経験を語る事が誰かの支えになること」、「家族の孤立化を軽減する」などです。学習会の具体的な展開は、1回3時間で5回を1コースとし、3ヶ月ぐらいの間で行います。第1回は担当者・参加者全員が自己紹介をして、お互いが抱えている状況などを話します。その後テキストを全員で輪読し、その内容について話し合います。テキストは病気・くすり・暮らしなどについて書かれたもので、5章からなっています。2回目からは自己紹介はなく、輪読して話し合います。

この目的や展開を見ると、よつば会で行っている家族教室とかなり共通している内容に思えます。よつば会で「家族による家族学習会」として行うかは、家族教室の中で皆さんに相談していこうと考えています。

11月の活動報告

- 13日 当事者との交流会 (サロンよつば)
- 15日 社会福祉大会 (総合福祉センター)
- 30日 よつば会家族教室 (市民センターむかいしま)

12月の活動予定

- 05日(月) 障害者週間福祉大会 (福祉センター)
- 06日(火) 家族の SST (市民センターむかいしま)
- 11日(日) 当事者との交流会 (サロンよつば)





中国ブロック大会に参加して (そのⅡ) ～社会に求められる「合理的配慮」～



よつば会だよりの先月号に、中国ブロック大会で、障害者差別解消法に関して、あまり知られていないという指摘があったこと、また、精神障害者が合理的配慮を求める意思の表明がむづかしいのではないかと話が出たことを書きました。そこで今回は障害者差別解消法について、もう少し理解を深めてもらおうと考えました。中国ブロック大会でのシンポジウムⅠのテーマは、「障害者差別解消法をどう生かすか～精神障害者にとつての障害者差別解消法の意義～」でした。このシンポジウムⅠのコーディネーターだった、広島大学大学院教授の横藤田誠さんが、今年4月6日付けの、**中国新聞のインタビュー**に答えた障害者差別解消法に関する「**壁は社会にこそ潜む**」という見出しの記事が参考資料として配られました。解消法を理解する上でとても参考になる記事と思え、この記事の要旨を以下に書いていきます。記事は問答形式になっています。

『**障害を理由に不当に差別してはいけない。その人が困らないよう、できる限りの「合理的配慮」をしなければならない**』 そう定めた障害者差別解消法が4月に施行された。新たな法は、社会にどんな変化を求めているのだろう。自身も両足に障害があり、不利な立場にある人々の人権を研究する横藤田誠・広島大学大学院教授(59・憲法学)に聞いた。(聞き手は論説委員・平井敦子)

【まだ聞き慣れない人が多い「合理的配慮」が、新法のキーワードですね】

例えば、知的障害のある人に振り仮名付きの文書で分かりやすく説明する。何らかの障害でパニックを起こした人には、静かに休める場所を提供する。その人の社会的な障害を取り除く対応を、合理的配慮といいます。これは新しい概念といえるでしょう。

【どう新しいのですか?】

今までは、その人が出来ないのは「障害のせい」と考えてきました。しかし今後は「社会のせい」ではないかと思つて直してみようということなんです。知的障害があるから説明が分からないのではない。振り仮名の無い文章の資料しかない社会の環境が原因だと捉える。社会が変わることでバリアーをなくそうという考え方です。

【合理的配慮は、役所や学校など公的機関に義務づけられ、店や事業所など民間でも課せられますね】

ようやくここまで来たかと感慨無量です。私は生後7ヶ月でポリオ(小児まひ)に感染し、両足に障害があります。5歳から中学3年まで親と離れ、施設などで過ごしました。当時はそれが当たり前だったし、障害があるからしょうがないと思っていました。一方、合理的配慮は障害があるからといって最初からあきらめず、ちょっと手を貸せば何とかなるんじゃないかと考えることから始まります。

【新法が浸透するには、どうすればいいのでしょうか?】

公的機関は障害のある人たちからどんな要求をされるのか、少し及び腰になっている節もあります。しかし大切なのは障害のある側とない側が互いの立場を理解しつつ、建設的な対話を重ね、どうすればいいかを一緒に考えることです。その結果、環境を整えていけたらいい。そして要求を口にする障害者の後ろに、それを言い出せない障害者がたくさんいるという想像力を持って欲しい。本当の「自立」って何でしょう。人はたった一人では生きていくことは出来ない。健康な人も、助け合いながら暮らしている。必要な助けを必要なだけ得ていいのです。ちょっとした勇気を振り絞って社会に参加すれば、世の中の役にたつことがもっとできるかも知れない。そう考えてみませんか。(N.T)